

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年12月までの期間及び50年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から同年12月まで
② 昭和50年4月から51年3月まで

申立期間当時は農業者年金にも加入していたため、付加保険料も含めた国民年金保険料を、妻の保険料と併せてA金融機関で支払ったと記憶している。

また、未納となっていた保険料については、すべてさかのぼって納付したと記憶しており、未納期間があることには納得できないので、調査の上、納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間当時ともに保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間を含む国民年金加入期間について、保険料をすべて納付している。

また、B市区町村が保管する申立人及び申立人の妻の国民年金被保険者名簿において、申立期間前後の保険料が夫婦同一日に納付されたことが確認できるとともに、申立期間当時、B市区町村では、国民年金保険料の未納者に対して、年に2回程度、未納通知書を送付するなどの納付勧奨が行われていたことが確認できることなどを勘案すると、申立人の申立期間の保険料のみ未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案440

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで
申立期間当時は、基本的に、夫婦で同じ仕事をし、ともに生活をしていたので、国民年金についても夫婦一緒に保険料を納付しているはずである。
社会保険庁の記録によれば、申立期間について、妻の記録は納付済みとなっているにもかかわらず私の記録は未納とされており、納得がいかないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、A市区町村が保管している国民年金被保険者名簿検認記録によると、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間に係る保険料をすべて現年度納付していることが確認できる。

また、申立人夫婦に係る社会保険事務所が保管している国民年金被保険者台帳及びA市区町村が保管している国民年金検認票並びに申立人夫婦が所持している国民年金手帳によると、現年度納付していることが確認できる期間のうち、納付年月日が確認できる昭和38年7月から42年3月までの期間及び46年10月から同年12月までの期間については、すべて夫婦同一日に納付していることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年1月から38年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から38年6月まで
② 昭和51年4月から53年3月まで

国民年金加入時（昭和38年6月）から53年3月までの期間は、基本的に、夫婦で同じ仕事をし、ともに生活をしていたので、国民年金についても夫婦一緒に保険料を納付し、免除申請を行っているはずである。

夫の年金記録によれば、申立期間①は納付済み、申立期間②は申請免除承認期間となっているにもかかわらず、私の記録は、申立期間①及び②ともに未納とされており、納得がいかないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和38年6月25日に夫婦連番で払い出されている上、社会保険事務所が保管している申立人夫婦に係る国民年金被保険者台帳等によると、申立期間直後の期間である38年7月から42年3月までの保険料はすべて夫婦同一日に納付されていることが確認できる。

また、申立人の夫が所持する領収証書により、夫は、同申立期間のうち、昭和37年1月から38年3月までの保険料を38年10月11日に、38年4月から同年6月までの保険料を39年7月9日に過年度納付していることが確認できることから、申立人の同申立期間に係る保険料もこれらの機会に納付されたものと推認できる。

2 一方、申立期間②については、社会保険事務所が保管している申立人の夫に係る国民年金被保険者台帳によると、夫は、昭和50年3月28日にA市区町村からB市区町村へ異動し、53年3月28日までB市区町村に住所を定めていたことが確認できるとともに、同申立期間の記録は申請免除承認期間となっており、A市区町村及びB市区町村がそれぞれ保管し

ている申立人の夫に係る国民年金被保険者名簿も同様であることから、申立人の夫は、B市区町村において同申立期間に係る免除申請を行ったと考えられるところ、社会保険事務所が保管している申立人に係る国民年金被保険者台帳には、申立人がA市区町村からB市区町村に異動したことを示す記載は無く、同申立期間は未納となっており、A市区町村が保管している申立人に係る国民年金被保険者名簿についても同様である上、B市区町村には申立人がB市区町村において国民年金に係る申請を行った形跡はうかがえないことから、夫とともに同申立期間に係る免除申請を行うことはできなかったものと考えられる。

また、申立人が同申立期間に係る国民年金保険料の免除申請を行ったことを示す関連資料（免除承認通知書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を免除していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年1月から38年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年3月1日から同年6月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を32年3月1日に訂正し、32年3月から同年5月までの標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年2月20日から同年6月10日まで

昭和32年1月ころ、A社の保安員の入社試験を受け、同年2月20日からB作業場の保安員として勤務した。

同じ入社試験を受けて採用された同僚のC氏は、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間となっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立事業所発行の「社員切替退職慰労金計算書」、申立人の雇用保険被保険者記録及び申立事業所が保管する申立人に係る「嘱託・常用員・建設用員・臨時員カード」により、申立てどおり、申立人が昭和32年2月20日から申立事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立事業所が保管する社員カード及び社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が同時期に入社したとする同僚が、申立人と同じ昭和32年2月20日付けで申立事業所に入社し、同年3月1日付けで厚生年金保険の資格を取得したことが確認できるとともに、当該同僚は、「申立人とともに入社試験を受けて採用され、申立人とは、入社時期や業務内容も同じであった」と供述している。

さらに、申立期間当時に入社した者のうち、入社日が分かる者について、その入社日と厚生年金保険の加入日を比較し検証したところ、入社後すぐに厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち昭和32年3月1日から同年6月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同僚の標準報酬月額から判断すると、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

徳島国民年金 事案442

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から同年3月までの期間及び45年3月から49年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年2月から同年3月まで
② 昭和45年3月から49年10月まで

祖父から、20歳になったら国民年金に加入するように勧められたため、国民年金に加入し、A市区町村役場新庁舎建築中の仮庁舎に出向き、さかのぼって国民年金保険料を印紙で納付した。何度目かからは、同市区町村B支所で納付するよう指示を受けたため、納付書によりB支所で納付した。当時は、暗いベージュ色の国民年金手帳を所持しており、現在所持している年金手帳とは別の手帳だったが、今は無い。

A市区町村役場で国民年金保険料を納付した記憶や、印紙を見た記憶があるのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する被保険者台帳、A市区町村が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持している国民年金手帳のいずれにおいても、申立人の国民年金被保険者資格取得日は昭和49年11月29日（任意加入）であることが確認でき、申立期間については、任意加入被保険者であることから、制度上、さかのぼって資格取得・保険料納付をすることはできず、申立人は、申立期間の前後を通じて同一市区町村に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の国民年金加入手続を行った時期及び申立期間に係る国民年金保険料の納付時期、納付金額等に係

る記憶は曖昧^{あいまい}であるなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを
うかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め
ることはできない。

徳島厚生年金 事案260

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年6月1日から55年10月1日まで

申立期間については、A社に正社員として勤務し、不動産関係と貿易関係の仕事を掛け持ちで行っていた。

社会保険庁の記録によると、私が入社した際の標準報酬月額は13万4,000円であるにもかかわらず、昭和53年6月から54年9月までの期間は7万2,000円、54年10月以降の期間は7万6,000円となっているが、同社に入社してから退職するまでの間に給与が下がったという記憶は無い。入社当初の標準報酬月額（13万4,000円）に変更はなかったと思うため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録と一致しており、不合理な記録の訂正等が行われた形跡は認められない。

また、申立期間当時の経理担当者は、「申立人は、不動産売買等を行っていたB社と食品の販売等を行っていたA社の業務を掛け持ちしていたため、両社からそれぞれ給料が支払われていたと思う。このような給与の支払方法が原因で、業務の掛け持ちを始めたころから標準報酬月額が下がっているのではないか。」と供述している。

さらに、申立事業所は既に廃業しており、当時の標準報酬月額決定通知書、給与台帳等を確認することができず、当時の事業主から事情を聴取しても、給与の支払いや社会保険関係業務は、亡くなった妻が経理担当責任者であったため、当時の状況は不明であるとしている。

加えて、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額（13万4,000円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月
② 昭和43年10月から44年3月まで

申立期間①については、社会保険庁の記録によれば、昭和38年5月15日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日にB社C工場において新たに資格を取得したことになる。

しかし、私が所持しているA社の5月分の出勤表によれば、同社で5月末まで勤務したことになることから、昭和38年5月は2社に在籍し、厚生年金保険料も2社から控除されていたと思われるので、A社の5月分の厚生年金保険加入記録も認めてほしい。

また、申立期間②については、社会保険庁の記録によれば、昭和38年5月15日にB社C工場において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、43年10月1日に資格を喪失したことになるが、1月分及び3月分の給与明細表を各6枚所持していることから、44年3月まで同社で勤務していたと思われるので、資格喪失日を44年4月1日に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立代理人は、申立人が保管していた申立事業所に係る出勤表から、申立人が申立事業所に昭和38年5月末日まで勤務していたはずであると主張している。

しかし、申立人が保管していた昭和38年1月から同年5月までの出勤表を見ると、カレンダー上の月別日数と出勤表の月別出勤印の数が一致せず、出勤表においては前月の26日から当月の25日までを当月分として

取り扱っていることが確認できることから、5月分の出勤表は4月26日から5月25日までの出勤実績を表すものと推認できる。

このことを前提として、5月分の出勤表を見ると、1日から14日までの期間にしか出勤印が確認できず、5月15日を資格喪失日とする社会保険庁の記録と一致する。

また、申立事業所は、平成8年6月に解散しており、当時の人事記録、給与台帳等を確認することができない上、当時の同僚から聴取しても、申立期間当時の申立人に係る勤務状況等についての供述は得られない。

2 申立期間②について、申立代理人は、申立人が保管していた申立事業所に係る1月分及び3月分給与明細表が各6枚あることから、これらの明細表の中に昭和44年分が含まれているはずであると主張している。

しかし、1月分の給与明細表6枚のうち2枚については、i) 出勤日数8.4日とされている給与明細表の記載内容は、支給額(計6,888円)と控除額(計6,422円)がほぼ同水準にあり、かつ、健康保険料(3,402円)及び厚生年金保険料(2,970円)の金額が数か月分に相当し、通常毎月次給与明細表とは異なっていること、ii) 出勤日数8.4日及び出勤日数12日と記載されている給与明細表は、1日あたりの本給(500円/日)と勤務手当(220円/日)が一致しており、かつ、この2枚の給与明細表の勤務日数合計は20.4日となり、1か月分の勤務日数に相当することから、昭和41年の1月分の給与を2枚の給与明細表に分割して発行した可能性がうかがえる。

また、申立人に係る被保険者原票の記録によれば、申立人は昭和40年11月まで療養給付を受けており、41年2月21日に処理されていることから、申立代理人の供述にもあるように申立人がバス事故により会社を休業し、この間に申立事業所が納付した従業員負担分の健康保険料、厚生年金保険料を精算するため、41年1月分の給与明細表を2枚に分割し、うち1枚(出勤日数8.4日の分)を1月分給与の一部と立替保険料の精算に使用したと推測できることから、申立人の所持する1月分給与明細表は5年分であると考えられる。

さらに、3月分給与明細表6枚のうち1枚は、本給欄に「70,620円」の記載があるが、通常月の本給とは金額が大幅に異なっており、また、健康保険料、厚生年金保険料、失業保険料及び税金欄等の控除額の記載は無く、通常毎月次給与明細表とは認められないため、3月分給与明細表は5枚(5年分)しか確認できず、昭和44年3月分に該当する給与明細表は確認できない。

加えて、申立期間当時、申立事業所に勤務していた者から聴取したものの、申立人に関する記憶はなく、申立期間に申立人が勤務していたことをうかがわせる供述は得られない。

- 3 このほか、申立人が、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人は昭和55年4月に死亡しており、申立期間当時の状況を聴取することができないことから、当時の状況は不明である。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案262

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月26日から34年11月26日まで

私は高校卒業と同時にA事業所に就職し、3年ほど勤めたころ、兄が入院したために実家の手伝いをしなければいけなくなり会社を休ませてもらった。休職してから何か月かが過ぎたころ、結婚が決まり正式に退職することとなったが、会社を休んだまま退職することになったので、退職金や脱退手当金のような一時金は何も受け取っていない。社会保険事務所の記録によれば、脱退手当金を受け取ったことになっているが、そのような記憶は全く無いので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和35年1月30日に支給されているほか、脱退手当金の支給金額(3,277円)は法定支給額と一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立事業所への照会によれば、脱退手当金に関する記録は残っておらず、当時の担当者も死亡している上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案263

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月から47年3月20日まで
② 昭和48年8月から49年8月1日まで
③ 昭和51年3月26日から同年4月1日まで

A社には、昭和46年9月に就職し、48年2月まで勤務したが、同社での厚生年金記録は47年3月以降しか確認できない。

また、B社については、昭和48年8月から51年3月末まで勤務したが、同社での厚生年金記録が49年8月1日から51年3月26日までの期間しか確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社に係る申立期間①について、当時の事業主及び申立人が記憶している同僚は既に死亡している上、その他の同僚の所在等も確認できず不明であることなどから、申立人が当該期間に同社において勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる資料や供述は得られない。

また、申立事業所に係る社会保険事務所のオンライン記録及び厚生年金保険被保険者原票において、申立期間を含む昭和40年7月1日から47年3月20日までの資格取得者に申立人の氏名は無く、健康保険の番号に欠番も無い。

2 B社に係る申立期間②及び③について、申立人が記憶している同僚の供述等から、申立人が申立期間②当時、申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社は平成元年12月3日に解散し、事業主も既に死亡していることから、当時の状況を確認することができない上、当時の同

僚に聴取しても、申立期間②及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる供述等は得られない。

また、当時の同僚の1人は、「被保険者期間が1か月となっているが、6か月程度勤務したと思う。入社と同時に加入してもらえなかったと思う。」と述べている上、ほかの1人も入社してからしばらくして加入した旨の供述をしていることから、当時、事業主はすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立事業所に係る社会保険事務所のオンライン記録及び厚生年金保険被保険者原票において、i) 申立期間②を含む昭和44年5月1日から47年3月20日までの資格取得者、ii) 申立期間③を含む51年3月26日から52年9月2日までの資格取得者に申立人の氏名は無く、健康保険の番号に欠番も無い。

3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案264

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から46年8月まで
A社での厚生年金の記録が昭和46年8月から48年8月までの25月しか確認できないが、同社には45年6月に入社し、48年8月末まで勤務した記憶である。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録等から、申立期間当時、申立人が申立事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録において、申立事業所の厚生年金保険新規適用年月日は昭和46年5月1日であることから、申立期間のうち45年6月から46年4月までの期間については、申立事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立事業所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得決定通知書」等において、申立人の資格取得日は、社会保険庁の記録どおり、昭和46年8月1日付けであることが確認できることから、事業主は、「申立人の申立期間の厚生年金保険料を給与から控除したとは考え難い」と供述している上、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となった46年5月1日から申立人が資格取得した同年8月1日までの資格取得者に申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

さらに、当時の同僚からも、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されて

いた事実を確認できる給与明細書等資料や周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。